

個別経営の法人化に向けて

開催日:平成29年11月13日(月)14:00~17:00
会場:ピアザ淡海(県立県民交流センター)305会議室

国は今後10年間で法人経営体数を5万法人とする政策目標を掲げています。滋賀県では集落営農組織の法人化が着実に進んでいますが、農業法人を今後更に増やしていくためには、個別経営の法人化についても、関係機関が情報を共有し、連携して推進・支援することが重要であることから、「個別経営の法人化」をテーマに研修会を行いました。

【講義】

「農地所有適格法人の要件と 農業法人設立のポイント」

講師：浦川 幸男氏

(一社)滋賀県農業会議副調査役



◆ 農地所有適格法人の要件について

農地所有適格法人とは、農地法第2条に定める4つの要件(①法人形態要件 ②事業要件 ③構成員要件 ④業務執行役員要件)をすべて満たす法人のことをいいます。

①法人形態要件は、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人のいずれかです。

株式会社は、構成員(株主)が出資1株につき1議決権を有し、その責任は出資の範囲内の有限責任です。

これに対し、合名会社では全社員、合資会社では一部社員が無限責任社員で、会社に何かあれば自分の財産にも影響する場合がありますため、農業ではまずありえない法人形態といえます。合同会社は株式会社と同様有限責任ですが、出資額に関わらず配当を定款で定めることができ、社員相互の信頼を基礎とした会社といえますが、個別経営の法人化では一般的イメージのよい株式会社を選択する場合はほとんどのようです。

次に農事組合法人は、農民3人以上で設立し、組合員の責任は有限責任で、一人1議決権制です。協業による組合員の共同利益の増進を目的とし、企業的というより共同体的といえ、集落営農組合の法人化ではほとんどがこの形態を選択しています。

②事業要件は、売上げの半分以上が農業とその関連事業であることが必要です。農産物加工を関連事業に含める場合、原材料に自社の農産物が含まれていなければならないことなどに注意が必要です。

③構成員要件は、農業関係者(農業の常時従事者など)が総議決権の1/2超を持つこと。逆にいえば半数は業務提携するスーパーや食品加工業者などでもかまいません。

④業務執行役員要件は、過半が法人の農業に常時従事し、なおかつ役員又は重要な使用人の一人以上が法人の農作業に年間60日以上従事することです。

法人が農地法第3条により農地を所有または貸借する場合、農業委員会は以上4要件のすべてを満たすことを申請書添付書類により確認した上で許可します。許可後も、法人は毎年定期報告により要件の確認を受けることになります。

◆ 法人化のメリットと義務・負担

法人化のメリットは様々ありますが、まず、マーケットからの信用力の増大と取引の拡大が挙げられます。実際、法人化後にスーパーとの新規契約が増え売上が上がった、農地がどんどん集まってきたという経営者の話も聞いています。また、税理士の見解にもよりますが、農業所得が概ね800万円を超えると税制上のメリットがでてきます。その他、外部雇用による事業継承、法人を要件とする補助金(6次産業化等)の活用など、法人化する目的に応じてメリットを生かさせます。

一方、法人化に伴い義務や負担も発生します。所得の少ない経営では税負担が増えます。社会保険や労働保険の経費も増加しますが、この負担は将来厚生年金として経営者に戻ってくるということと考えあわせて捉えるべきです。

◆ 法人化にあたっての留意事項

法人への減価償却資産の引き継ぎは、農機具など動産は譲渡、不動産は賃貸が一般的ですが、償却残高が大きい機械はいったん賃貸し、残高が少なくなってから譲渡するのが有利な場合が多く、税理士を交えた適切な指導が必要です。

個人で積み立てた農業経営基盤強化準備金は法人に引き継がないので、法人化までに機械購入などにあてるのが得策です。

法人設立費用は自分で設立登記を行うと節約できます。

相続税や贈与税の納税猶予の特例を受けている農地を法人に貸したり譲渡した場合、特例が打ち切られる可能性もあります。各種の名義変更手続きは、事前に法人化の時期を各所管部署に連絡して進めることが大事です。

個別経営の株式会社設立の際には農業会議が税理士と共に対応しますのでご相談ください。

【講演】

演題:「法人経営と地域農業振興」

講師：寫谷 栄一氏

農的社會デザイン研究所 代表



プロフィール

1948年生まれ、宮城県出身。東北大学経済学部卒業後、71年より農林中央金庫勤務。熊本支店長、農業部副部長、96年7月(株)農林中金総合研究所基礎研究部部長、常務取締役、特別理事を経て2013年10月より現職。早稲田大学・明治大学非常勤講師

◆ 農業の現状と法人化の事例

私がいま結論として思っているのは、日本の水田稲作を支えてきた兼業農家の急激な減少にともない、生産システムが急速に弱体化する中、農業者がプロ農家とアマチュア農家に二極化していますが、稲作維持にはどちらも必要だということです。

稲作は非常に収益性が低いゆえに、畜産や果樹、野菜等に比べて主業化が遅れていましたが、この10年ほどの間に集落営農や個別経営体の法人化が大きく進んできました。いくつかの事例を紹介します。

〈事例I〉長野県飯島町の柿田切農産は、全農家・地主が参加する地区営農組合の担い手法人部門として設立された株式会社です。地区営農組合が利用調整する全農地の4割にあたる120haで、利用権設定等により水稲はじめ多角的な経営を展開しています。意思決定を迅速にするため取締役は2名にしています。「永続する農業」、「環境にやさしい農業」、「創造す

る農業」という3つの経営理念を掲げ、農業経営にとどまらず地域経営、農村経営まで視点に入れて、畦畔管理などで地域との関係を維持しながら活動されています。

〈事例Ⅱ〉岩手県北上市の佛西部開発農産は700haで稲作、野菜、果樹、畜産を経営。会長の「地域のために悪い農地も全部受けてきた。自分だけがもうけてはだめ」という思いを実践し、地域の信頼を得て規模拡大を続けてきました。畦畔や水の管理は地元農家を雇用して行い、またパート従業員の3割は会社に農地を貸している人です。社員の人材育成を非常に大事にしています。

〈事例Ⅲ〉富山県入善町の農事組合法人「源（げん）」。集落営農組織から立ち上げた法人です。次世代の人材確保のため若者の雇用を進めています。買い物の代行や老人の送迎など、地域経営の視点に立った新たな仕事にまで取り組まれています。

〈事例Ⅳ〉同じく富山県入善町の(有)ドリームファームは、「地域を守るために農地を引き受け、規模拡大してきた」なかで、家族経営の継続には外部雇用が必要との考えから法人化し、10～30代の各年代の若者を雇用しています。10年先を考えて地域の担い手と農地をマッチングしています。

これらの事例が示唆するものを以下にまとめます。

- 技術や顧客を継承し、営農を持続していくには外部雇用を可能とする法人化が必要。
- 個々の経営にとどまらず地域マネジメントができる人材が求められている。
- コスト上昇を招いても地域維持のため条件が悪い農地も引き受け、規模拡大してきた法人が多い。
- 人材育成・後継者対策が大きな課題となっている。
- 営業利益ベースは赤字で、補助金で黒字を確保している。

農業経営の持続性確保、農地の集積と永続的な保全、経営管理の強化等を図るためには法人化は必要です。しかし、規模拡大には一定程度の地元農家の存在と連携も欠かせません。これが冒頭申し上げた、プロ農家とアマチュア農家両方の存在が必要ということです。そのうえで、長期的視点を持ち、集積による農地保全の段階、次に面的集約や区画整理による生産性向上の段階へと、二段構えで進むことが重要です。

◆これからの農業経営の課題と農業生き残りの条件

農業経営の課題の一つに「経営の見える化」があります。これからの法人経営には、しっかりと自らの経営が見えるようにデータを整理し数字で示すことが不可欠です。九州の主要な県では農業経営管理支援システムにより、農協の端末を使って県内で一元化されたデータをもとに、農協や県が重点的に支援指導を行った結果、ほとんどの問題経営が解消したといいます。さらに現在は、強みを発揮している人たちの特性を引き出しながら、新たなブランドづくりのためにデータを使い始めているようです。

新規就農者の確保も課題です。いま若い就農希望者の争奪戦になっていますが、一方でなかなか定着しないという問題があります。農業経営の持続には外部雇用と近代化が不可欠ですが、私は、農村の暮らし、なりわいを育んできた農業の特質を考えると、法人化は企業参入よりも、家族経営の延長線上にある一戸一法人を軸に置くべきと考えます。フランスではこれが明確に政策に位置づけられており、これによって、経営発展とともに地域活動・地域貢献というものが視野に入ってくる。これは非常に大事なことです。またフランスでは、新規就農者への国の給付金は、就農準備段階では一切使わずに積み立て、いざという時(農地を取得する時等)に使うよう指導されているそうです。給付金が切り札、担保になる。これも大事な考え方です。



そして、これからは日本農業の特質を生かすことが最大の戦略になります。具体的には、①豊富な地域性・多様性 ②極めて高い水準の農業技術 ③高所得かつ安全・安心、健康に敏感な大量の消費者がいる ④都市と農村が近い距離にある ⑤里地・里山、棚田などの優れた景観 ⑥豊かな森と海、水が存在。こうしたものを生かした農業を目指していくべきです。

また、これからは「農業(産業)」と「農(生業：生産から暮らしまで)」を分離して考えると同時に、その調和・連携を考える必要があります。農業は社会的共通資本(土地・自然・環境、コミュニティ)があって成り立つものです。いま、産業としての視点ばかりで農業が議論されがちですが、日本の農業には安定供給と安全のための「農政ベースの農業」と、価格や品質・安心・コミュニケーション重視の「民間ベースの農業」の二方向があり、その両方が必要です。集落営農と少数のプロ農業者が土地利用型農業の大半の面積をカバーし、そこに多くのアマチュア農業者、さらに消費者が関わり、連携していく。産消連携。これがこれからの地域農業の在り方だと思います。さらにネットも含めた情報発信力。そこには女性の力、活躍が非常に必要になってきます。

最後に申し上げたいのは、法人化は必要条件ではあっても、必要十分条件ではないということです。メリットを生かしながらデメリットをカバーして、はじめて法人化は成功するとお伝えして私の講演を終わります。

意見交換

- Q 5万法人という国の政策目標達成には、たとえば、所得いくらの以上のレベルの経営体の法人化を推進すればよいというような情報を関係機関が共有する必要があると思います。
- A (農業経営課地域農業戦略室) 個別経営の農地集積、規模拡大が進み、いずれ法人化が必要となる経営体は増えていますが、ある所得額で線引きをしてそこから法人化、というのは難しい。法人化のきっかけには雇用、経営継承などさまざまあると思うので、各地域の戦略会議などの場で事例を挙げながら議論し、地域に応じた連携、支援をしていただければと思います。
- Q 農協の果たす役割についてお考えを聞かせてください。
- A (葛谷氏) H27の農協法改正により非営利規定がなくなり、農業所得の増大への配慮が事業目的になった。これはもちろん大事ですが、やはり共同活動をやるところに農協の広がりや地域での役割がある。営農に加えて地域活性化や維持という大きな役割が期待されていると思います。